

2021年6月7日

各位

会社名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 山田 旬
(コード番号: 2164 東証 JASDAQ グロース)
問合せ先 取締役管理本部本部長 松川 真士
(TEL 047-485-1107)

株主による新株予約権発行差止め仮処分申立ての取下げに関するお知らせ

当社が2021年4月19日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において決議いたしました第三者割当による第4回新株予約権6,370個（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権発行」といいます。）について、本新株予約権発行の差止めを求める仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされておりましたが、本日、千葉地方裁判所から、当該申立てが取り下げられた旨通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行差止め仮処分申立ての取下げに至った経緯

当社は、2021年4月19日付けで公表いたしました「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」のとおり、本取締役会において本新株予約権発行を行うことを決議しております。

これに対し、2021年5月6日付けで公表いたしました「株主による新株予約権発行差止め仮処分申立てに関するお知らせ」のとおり、当社の株主と名乗る湯座悟氏（以下「申立人」といいます。）から、2021年4月30日、千葉地方裁判所に本申立てが行われました。

なお、当社は、2021年5月6日に、同裁判所から本申立てに係る申立書を受領しました。

本申立ては、本新株予約権発行に係る払込金額が「特に有利な金額」に該当し、本新株予約権発行を承認する株主総会決議を経ていないことが法令に違反するという理由によるものでした。これに対し、当社は、本新株予約権発行が完了している以上、申立ての利益を欠くに至っている旨、申立人が株主であることを証する個別株主通知がなされておらず、当事者適格の立証がない旨、及び、本新株予約権発行の条件等は割当先に対して特に有利なものではなく、本申立てには理由がない旨主張しておりました。

その後、5月31日付けで、申立人が本申立ての全部の取下げを行い、同裁判所から本日、その旨の通知を受けたものです。

2. 仮処分申立てを取り下げた株主の名称等

(1)	氏名	湯座 悟
(2)	住所	東京都港区
(3)	所有株式数	9,600株（所有比率：発行済株式総数（2021年4月30日現在）1,843,800株の0.52%）

※ 上記の株主情報は本申立てに係る申立書の記載に依拠したものであり、当該情報を表示した個別株主通知によるものではありません。

3. 本申立てが取り下げられた日

2021年5月31日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた裁判所

千葉地方裁判所

(2) 本申立ての対象

本新株予約権発行を仮に差し止めること

(3) 本申立ての理由

本申立てに係る申立書によれば、本新株予約権発行は株主総会決議を要する有利発行に該当するところ、これを承認する株主総会決議を経ていないためとのことであります。

5. 今後の見通し

現時点で、本申立て及び本申立てに係る手続の終結による当社の業績への影響はありません。

(ご参考) 本申立ての対象となった新株予約権の発行の概要

本新株予約権発行の概要につきましては、2021年4月19日付けで公表いたしました「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上